

## 支援を要する学生に対する 配慮のポイント

～学生ひとりひとりに寄り添うために～

【オンライン授業編】



慶應義塾 協生環境推進室

<https://www.diversity.keio.ac.jp/>



## 支援を要する学生(障害者等)のために 合理的配慮をお願いします。

～私たちひとりひとりが担当者です～

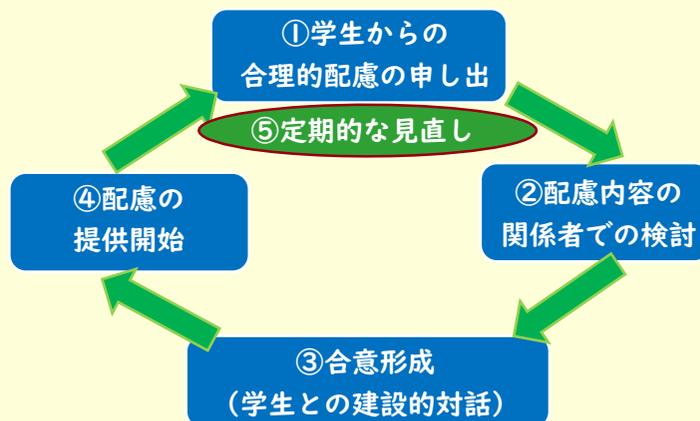
### 合理的配慮とは？

障害者差別解消法第8条第2項では、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去する為に合理的な配慮をしなければならないとしています。

つまり合理的配慮とは、義塾においては、障害等のない学生と平等に教育を受ける権利を保障するために必要な配慮といえます。

また、合理的配慮は、障害に対する配慮にとどまらず人権尊重という観点からも大切です。SOGI（性的指向と性自認）などにおいても社会的障壁が存在し、授業や実習等修学場面において配慮すべき事項があります。

### 義塾での配慮を要する学生への 支援の流れ(2021年3月現在)



※担当教員に学生から授業や試験等に関する合理的配慮の申し出があり、担当教員の配慮可能な範疇を超えと思われる場合は、まずは各学部の学習指導担当教員や学生部までご相談ください。  
※相談機関（学生相談室や外部医療機関等）と連携しながら支援を行うこともあります。

## 合理的配慮に関する基本的な考え

- ・学生自身や関係学部から、授業や試験に対する合理的配慮の依頼が入ることがあります。希望する配慮は何か、希望する配慮の提供が難しい場合どのような代替手段が考えられるのか等、学生とコミュニケーションを取りながら配慮内容について決めていきましょう。
- ・授業内容や情報について他の学生と同じ量や質で提供できるようにご配慮ください。提供にあたり他の学生と同じ方法でなくとも構いません。  
(例：音声を文字情報にして届ける、写真や図について音声で説明する等)
- ・本稿で示したものはあくまで配慮の一例です。授業内容に合わせてご活用ください。担当の学生の中に配慮を要する学生が「いるかもしれない」ということを前提に授業や教材の作成を進めていけるとよいでしょう。

## 共通するオンライン状況下での配慮例

動画や資料を提供するときに使用する配信システムやプラットフォームは、障害のある学生にとって使いやすいとは限りません。新しいシステムを導入する時には、事前に知らせ、アクセスの仕方等に慣れるために十分な時間を確保できるとよいでしょう。

### 資料作りでの例

- ・事前に資料データを提供する
- ・図や写真の内容などは同じページ内に説明文も付ける

### 動画作りでの例

- ・重要な情報（日時、休講・補講情報、課題の締め切り）は視覚的情報に加え口頭でも説明するようにする
- ・リアルタイム授業も可能な限り録画し、十分な視聴期間を提供する

### 双方向授業での例

- ・発言のルールを予め決めておく  
(例：手を挙げてから発言する、始めに名前を名乗る等)



## 視覚障害（盲・弱視）

文字や写真、形や色などを認識することの困難さに対する配慮をお願いいたします。

- ①「ここ」「そこ」等の指示語は避け、具体的に何を示しているのか説明する。
- ②資料・板書等は、内容を声に出して読み上げる。
- ③読み上げソフト等で読解できるように画像に文字で説明を付ける、電子データ化した資料を事前提供する。
- ④教材や板書で使用する色を使用する。  
(緑の地に赤字等見えにくい配色があります。)
- ⑤新しい授業配信システムや機材を使う場合は、事前に学生に知らせ、試しに接続する機会を持つように時間的余裕をもつ。  
(読み上げ機能等を用いながらシステムを使うコツをつかむのに時間がかかることがあります。)



## 聴覚障害・言語障害

音や言葉を聞くこと、発話すること等の困難さに対する配慮をお願いいたします。

- ①資料や板書等の視覚的情報を増やす。
  - ②音声と資料と同時に注意を向けることは難しいため、事前に電子データ化した資料を提供する。
  - ③できる限り有線マイクで、はっきりとした声で話す。
  - ④リアルタイム授業については、音声認識アプリやパソコン要約筆記者の利用を検討する。
  - ⑤オンデマンド授業については、可能な限り音声を文字化したデータを渡したり、字幕の付与をする。
- ※音声認識アプリや補聴システム等の情報、字幕付与、PC要約筆記や手話通訳等をご希望の際は、協生環境推進室「情報保障サポートデスク」にご相談ください。



## 運動障害（肢体不自由）

音声を聞きながらの書き取りが難しいことがあります。必要に応じて、電子データ化した資料を提供をお願いいたします。



## 内部障害・慢性疾患等

体調等により長時間の集中や受講が難しいときがあります。リアルタイムの授業もできるかぎり録画で見られるようにご配慮ください。



## 発達障害・精神障害

コミュニケーションに対する苦手さや不安の強さ、書字や読字の苦手さ、情報の聞き取りや整理の苦手さ、音や光への過敏、対症療法として服薬をしている等、症状や状態に個別性が高く、配慮する内容がひとりひとり異なります。



まずはこの様な困難さを持つ学生がいるというご理解をいただければと思います。オンライン授業では集中を保つ難しさやデータ整理、スケジュール管理の難しさのある学生が出席、レポート提出等で難しさを抱えている可能性があります。

配慮内容や方法についてのご質問がありましたら、各学部学生部や各キャンパスの学生相談室(SFCは心身ウェルネスセンター、信濃町はストレスマネジメント室)、支援内容の調整や支援機器をめぐってお困りの場合は協生環境推進室にご相談ください。

## SOGI（性的指向と性自認について）

障害ではありませんがSOGI（性的指向と性自認の略）の多様性に伴い、修学生活の中で配慮が必要なことがあります。



- ①学生の呼称について配慮する。  
(例：名前で性別を判断しない、性別で呼称を分けず「〇さん」で統一する等)
  - ②性別や習慣による決めつけをしない。  
(例：彼氏彼女ではなく“パートナー”を用いる)
  - ③性的に不快な言語表現やしぐさを用いない。  
(例：オネエ、オカマなどの言葉を使わない)
- ※その他、リアルタイム授業では通常の授業以上に顔や特徴が確認できるため、カメラをオンにすることに対して抵抗を持つケース等もあります。

## 注意点

学生の中には、自身の障害や特性に対し極めて敏感なケースも想定されます。身体障害だけでなく、精神障害や発達障害等を重複して抱えている場合もあります。

支援の提供に際し、学生に関する情報の共有が必要な場合、情報を共有することと共有の範囲について学生本人から必ず同意を得たうえで行ってください。

## 合理的配慮に関する情報

### オンライン授業における配慮のガイドライン

- ・日本学生支援機構 障害学生支援  
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/)
- ・日本学生支援機構 学生生活支援  
「大学などにおける性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」  
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt\\_shiryo.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html)
- ・一般社団法人  
全国高等教育障害学生支援協議会  
(AHEAD Japan)  
新型コロナウイルス関連情報  
<https://ahead-japan.org/covid19/>



### 合理的配慮の内容や方法を検討したい

- まずは
- ・各キャンパスの学生部
  - ・各学部・研究科の学習指導担当教員

必要に応じ

- ・協生環境推進室「情報保障サポートデスク」  
にご相談ください

### 合意形成や建設的対話についての相談 支援機器についての相談

- ・協生環境推進室  
<https://www.diversity.keio.ac.jp/>



### 義塾の障害学生等の支援体制に関する 教職員向けコンテンツ

- ・協生環境推進室 e-learning  
<https://www.diversity.keio.ac.jp/elearning/>

